

議案第 9 1 号

松阪市都市計画法に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例の制定について

松阪市都市計画法に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例を次のように制定する。

令和元年 10 月 3 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画法に基づく開発行為の許可等の基準に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 33 条第 4 項及び第 34 条第 11 号の規定に基づき、開発行為の許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第 33 条第 4 項の建築物の敷地面積の最低限度)

第 2 条 法第 33 条第 4 項の規定により条例で定める開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、法第 34 条第 11 号に掲げる開発行為を行う場合にあっては、規則で定める場合を除き、200 平方メートルとする。

(法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域)

第 3 条 法第 34 条第 11 号の規定により条例で指定する土地の区域は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして市長が指定する土地の区域とする。

- (1) 当該区域の過半が隣接し、又は近接する市街化区域から 1 キロメートルの範囲内にあり、かつ、当該市街化区域と自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められること。
- (2) 当該区域内の主要な道路が、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないものとして規則で定める幅員で適当に配置されており、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路と接続していること。
- (3) 排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 1 号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- (4) 水道その他の給水施設が、当該区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- (5) 道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより境界を定めることができること。
- (6) 原則として、都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 8 条第 1 項第 2

号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないこと。

- 2 市長は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、当該土地の区域を告示しなければならない。
- 3 指定は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。
- 4 前3項の規定は指定の変更について、前2項の規定は指定の解除について、それぞれ準用する。

（法第34条第11号の予定建築物等の用途）

第4条 法第34条第11号の規定により条例で定める環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、自己の居住の用に供する一戸建て専用住宅以外の用途とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、三重県知事が都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年三重県条例第67号）第3条第1項の規定により指定した本市の区域については、この条例第3条第1項の規定により指定した区域とみなす。